

不当な請求には断固たる姿勢で！

以前からあった訪問販売に加え、最近では「オレオレ詐欺」（泣きながら電話をし、架空口座に入金させる手口——年配者だけでなく若者でも騙される傾向が増加）や電子メール、ダイレクトメール等による身に覚えのない「不当請求」のトラブルが増加傾向にあり、オーナー様や各入居者の頭を悩ませています。さて、それではこれらにどのように対処すればよいのでしょうか？

- ◆ 尋常では考えられないこのような連絡には、その場では対応せず無視をする。
- ◆ 身に覚えのない場合（架空請求）や無料分だけの利用、利用していないものは当然支払う必要はありません。
→ 不安になったり、関わりたくないと思い一度支払ってしまうと、また新たな請求を受ける可能性があります。
- ◆ 有料情報番組等を利用したことがあっても、有料番組提供会社からの債権譲渡通知を受けなければ債権回収業者へは利用料金を支払う必要はありません。
- ◆ 債権回収業者に電話やファックス、メールなどを行うことは、現在知られている情報以外の個人情報〔電話番号、勤務先、親族等〕を新たに知られる可能性がありさらなる請求も予想されるため絶対に避けてください。→不用意な連絡は厳禁です。
- ◆ 今後、業者から連絡があったら、「利用していないので支払わない」とはっきり伝えましょう。念のため請求の書類は保管しておくほうが良いでしょう。手紙等が届いたら、受け取り拒否をするのも一つの方法です。
- ◆ 請求が何度にも渡る場合や押しかけ等の不当な取立て行為があった場合、そして脅かしや悪質な請求（お悔やみ電報等）を受けた場合及びトラブルになりそうな場合は、すぐにオーナー様（管理会社）に連絡してもらるか、地元の警察や消費生活ご相談ダイヤル（075-256-0800）等に相談するようにしてもらおう

以上

今後ますます巧妙化かつ悪質化していくこれらの知能犯的な犯罪からわれわれの大切な入居者を守るためにも、常日頃の呼びかけ（掲示板等）はもちろんのこと、セキュリティー面への配慮や入居者とのコミュニケーションを大切に、入居者の皆様が安心して生活できる住みよい環境保持に努めていきましょう。